

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：伊勢原市長、伊勢原市消防長、伊勢原市議会議長、伊勢原市教育委員会
伊勢原市選挙管理委員会、伊勢原市代表監査委員、伊勢原市農業委員会

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.3%
全職員	61.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	93.6%
本庁課長相当職	100.6%
本庁課長補佐相当職	89.9%
本庁係長相当職	88.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.1%
31～35年	94.8%
26～30年	91.1%
21～25年	71.2%
16～20年	82.7%
11～15年	83.0%
6～10年	74.7%
1～5年	83.9%

【説明欄】

【全職員について】

男性職員に占める勤務時間の短い会計年度任用職員の割合が17.1%であるのに対し、女性職員に占める同割合は63.0%となっており、男女差異に影響している。

【任期の定めのない常勤職員について】

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者数に占める男性の割合は91.2%、住居手当の受給者数に占める男性の割合は78.8%となっており、男女差異に影響している。